## inspec



平成29年3月27日

各位

会社名 インスペック株式会社 代表者名 代表取締役社長 菅原 雅史

(コード番号:6656 東証マザーズ)

問合せ先 取締役管理本部長 冨岡 喜榮子

TEL 0187-54-1888 (代表)

## 第三者割当による第8回新株予約権(行使価額修正条項付き)の払込完了に関するお知らせ

当社は、平成29年3月10日開催の取締役会において決議した、EVO FUNDを割当先とする第8回新株予約 権(以下「本新株予約権」といいます。) の発行に関して、この度、平成 29 年 3 月 27 日に発行価額の総額 (2,600,000円)の払込みが完了したことを確認致しましたので、お知らせ致します。

なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、平成29年3月10日公表の「第三者割当により発行 される第8回新株予約権(行使価額修正条項付き)の発行及び新株予約権の第三者割当契約(コミット・イ シュー)の締結に関するお知らせ」をご参照下さい。

## 1. 第三者割当による本新株予約権の払込完了について

<新株予約権発行の概要>

(1)	割 当 日	平成 29 年 3 月 27 日
(2)	新株予約権の総数	650,000 個
(3)	発 行 価 額	総額 2,600,000 円(第8回新株予約権1個当たり4円)
(4)	当該発行による 潜 在 株 式 数	650,000株(新株予約権1個につき1株)
(5)	資金調達の額	848, 700, 000 円(注)
(6)	行使価額及び行使価	当初行使価額:1,314円
	額の修正条件	本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の割当日翌日以降、割当日翌日
		(当日を含む。)から起算して5価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎
		に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」
		といいます。)において売買立会が行われる日(以下「取引日」といいま
		す。)であって、以下に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本
		項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正
		された日(初回の修正については割当日翌日)(当日を含む。)から起算して5
		価格算定日目の日の翌取引日(以下「修正日」といいます。)に、修正日に先
		立つ5連続価格算定日(以下「価格算定期間」といいます。)の各価格算定日
		において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格
		(VWAP)の単純平均値の91%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額
		(以下「基準行使価額」といいます。)(但し、当該金額が下記表記載の上限
		行使価額を上回る場合は上限行使価額とし、下記表記載の下限行使価額を下
		回る場合は下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算
		定期間内に本新株予約権の発行要項第 11 項の規定に基づく調整の原因とな
		る事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引
		所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘
		案して調整される。
		上記にかかわらず、いずれかの修正日において基準行使価額が下記表記載の



上限撤回価額を超える場合、当該修正日以降、上限行使価額は適用されず、
以後の行使価額は基準行使価額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場
合、下限行使価額とする。)となる。
当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混
乱事由と定義する。
(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場
合
(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取
引所において取引約定が全くない場合)
(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限
(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通
取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらないものと
する。)
(7) 募集又は割当て方法 EVO FUND に対する第三者割当ての方法による。
(割当予定先) EVO FUNDに対する第二者割当しの方法による。

## 【ご参考】

※コミット・イシューとは

当社が本新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数(650,000 株)を予め定め、行使期間中の価格算定日の売買高加重平均価格(WWAP)に基づき、本新株予約権の発行日翌日以降、原則として81 価格算定日以内に、割当予定先が必ず本新株予約権の全てを行使する(全部コミット)手法です。またそれに加えて、本新株予約権の発行日翌日以降、原則として41 価格算定日以内に、300,000 株相当分以上の本新株予約権の行使をする(前半コミット)ことを約しております。前者の「全部コミット」と後者の「前半コミット」の組み合わせが、当コミット・イシューの特徴です。

							第8回新株予約権
発			行			数	650, 000 個
発	行	価	額	0)	総	額	2, 600, 000 円
行	使	価	額	0)	総	額	854, 100, 000 円
#1						ш	原則4ヶ月
期						間	(コミット期間延長事由及び市場混乱事由発生時を除く)
松	ਜ: ।	回数	6h-	(	医 即		通算で 16 回(予定)
修	正	回 蕦	义	( )	原 則	)	(5価格算定日毎に修正、計 16 回)
上	限						2, 166 円
		行	,	使	価	額	(価格決定日(平成 29 年 3 月 9 日)終値の 150%、端数切捨
							て)
上	限	撤		口	価	額	2,888 円
上				凹			(価格決定日終値の 200%)
行		使 価 額				額	VWAP の 91%
全	部	1		5		٢	81 価格算定日以内における本新株予約権の
		3 3	コミ	-	ツ		発行数全ての行使を原則コミット
前	半	_		5		}	41 価格算定日以内における本新株予約権の
		コ	д :	3.	ツ		発行数の 46%以上の行使を原則コミット
下	限	仁		压	価	額	722 円
		行	11	使			(価格決定日終値の 50%、端数切上げ)



(注)本新株予約権の行使に際しての払込金額の総額は、対象となる新株予約権全てが当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

以 上